

市外から転入された方へ（ご案内）



R6. 6

★転入に伴う各課での手続きは以下をご確認ください。

該当項目	手続き	必要なもの	担当課
☐ 通知カードをお持ちの方 7174	手続きは不要です。 ※令和2年5月25日より通知カードの住所等の追記は終了しました。		市民課 【0】
☐ マイナンバーカード 住民基本台帳カード （顔写真付き） をお持ちの方 7201	引き続きカードを利用できる手続きをし、カードの追記欄に新しい住所を記載します。（4桁の暗証番号の入力が必要です） なお、 以下の場合マイナンバーカードは失効します。 ・引っ越しから14日以内に転入届を行わなかった。 ・転入届の提出から90日以内にカードの継続利用手続きを行わなかった。 ・転出証明書記載の異動日から30日以内に転入届を行わなかった。 【マイナンバーカード内の電子証明書について】 ・署名用電子証明…住所変更により失効します。必要に応じて新たに申請してください。 ・利用者証明用電子証明…引き続き利用できます。 ※住基カードには新たに電子証明書を搭載できません。ご希望の場合はマイナンバーカードをお申し込みください。	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	
☐ マイナンバーカードを申請中の方	前の住所地で行った交付申請は転入によって取り消される場合があります。市民課へご相談ください。		
☐ 在留カード 特別永住者証明書 をお持ちの方	新しい住所を裏面に記載します。	・在留カード ・特別永住者証明書 ・世帯主との続柄を証する文書とその訳文（世帯主が外国籍で、世帯構成が変わる場合）	
☐ 印鑑登録	前住所での登録は無効です。 （返還は前住所の役場におたすねください。） 新たに登録する場合は市民課で手続きが必要です。	・登録する印鑑 ・官公署が発行した写真付身分証明書（お持ちでない場合はご相談ください。）	
☐ ごみ処理	ごみ排出方法の説明、市指定ごみ袋の配布をします。 ※2歳未満の子がいる世帯は加算配布があります。		環境課 【1】
☐ 犬を飼っている方	碧南市の登録鑑札を交付します。	・前住所地の市町村の登録鑑札	
☐ くみとり便槽を使用する方	使用開始のお手続きが必要です。		
☐ 障害者手帳を持っている方 1158	各種変更の手続きが必要です。	・障害者手帳 ・本人確認書類 ・マイナンバーが分かるもの	福祉課 【2】
☐ 自立支援医療を受けている方 1156	各種変更の手続きが必要です。	・自立支援医療受給者証 ・健康保険証 ・マイナンバーが分かるもの	
☐ 心身障害者手当等を受けている方 1157	各種変更の手続きが必要です。 ※各家庭によってその他書類が必要になることがありますのでお問い合わせください。	・預金通帳 ・手当証書（持っている方のみ） ・マイナンバーが分かるもの ・本人確認書類	
☐ 児童手当 ひとり親手当を受けている方	住所変更の手続きが必要です。 ※各家庭によってその他書類が必要になることがありますのでお問い合わせください。 ※22歳以下の子のみ住所異動するときも、手続きが必要な場合があります。	・預金通帳 ・マイナンバーが分かるもの ※児童手当は上記に加え ・健康保険証の写し ・在留カード及びパスポート（外国籍） ・本人確認書類 ※ひとり親手当は上記に加え ・家の契約書 ・健康保険証（申請者、子）	こども課 【3】
☐ 子育て家庭優待事業（はぐみんカード）	県外から転入された18歳未満の子がいる方にカードを交付します。		
☐ 認可外保育施設等を利用している、または利用予定の方	速やかに保育の必要性の認定を行う必要があるため、必要書類をお渡しします。		

該当項目欄右下にかかれた4文字の数字はホームページIDです。碧南市のホームページ内で検索すると詳細が確認できます。

該当項目	手続き	必要なもの	担当課
軽自動車税	下記窓口で住所変更の手続きが必要です。手続きしないと納税通知書やリコールの案内などの書類が届かない場合があります。		税務課【6】
碧南市ナンバーの車両の登録	【原付バイク(125cc以下)・小型特殊自動車(フォークリフト・トラクター等)・ミニカー(50cc以下)】 碧南市役所税務課	他市町村のナンバープレートを回収し、碧南市のナンバープレートを交付します。申告書に車名・車台番号・排気量の記入が必要です。他市町村で既に廃車手続を行った場合は廃車済証が必要です。	
三河ナンバーの車両の登録・変更	【軽自動車(三輪以上)】 軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所(豊田) TEL050-3816-1772 【自動二輪車(125cc超)】 愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所(豊田) TEL050-5540-2047	所管事務所へお問合せください。	
国民健康保険に加入している方	国民健康保険加入の手続きをします。	・市民課窓口で交付された「国民健康保険異動届」	国保年金課【7】
国外から転入した方で国民年金に加入される方	国民年金加入等の手続きをします。	・市民課窓口で交付された「年金異動届」	
国民年金・厚生年金を受給されている方	住所変更の届出が必要か確認します。 ※年金上の住所変更届は、原則不要ですが、人によっては必要な場合があります。	・本人確認書類	
後期高齢者医療保険に加入されている方	住所変更の届出が必要です。	・被保険者証 ・マイナンバーが分かるもの ・通帳、銀行印(口座振替希望者のみ)	
各種医療証をお持ちの方	障害者医療証、母子家庭等医療証、後期高齢者福祉医療証、元氣っ子医療証、精神障害者医療証等を交付します。 ※元氣っ子医療証は、高校生世代(18歳年度末)まで対象です。	・認印(スタンプ式は不可) ・健康保険証 ※各家庭によってその他書類が必要になることがあります。お問い合わせください。	
介護保険	介護保険被保険者証を交付します。 ※65歳以上の方、または40歳以上で介護認定を受けている方のみ	65歳以上で口座振替を希望の方 ・通帳 ・銀行印	高齢介護課【8】
水道を使用する方 5245	前日までに水道の使用開始の手続きが必要です。 土・日・祝日の開栓作業はできません。 インターネットで24時間申込できます。 ※開始時間の指定はできません。 スマートフォン、パソコンから⇒ 	水道料金の口座振替を希望の方 ・通帳 ・銀行印 ※金融機関でも手続きできます。	水道課【2階7】
給水装置を所有する方 5245	住所変更の届出が必要です。 ※一般的には水道が使用できる建物または土地の所有者の方	・認印(スタンプ式は不可)	
小中学校に通う子どもがいる方	転校の手続きをします。	・市民課窓口で交付された「住民異動届の写し」	学校教育課【5階】
出産・子育て応援給付金	妊娠届を提出した妊婦および新生児等に対し給付金を支給します。 出産応援給付金は妊娠中、子育て応援給付金は生後4か月になるまでに申請が必要です。(※給付の要件として面談が必要となりますので、申請書は面談時にお渡しします。また、他市町村で同様の給付金の支給を受けている場合は対象になりません)	・身元確認できるものの写し ・申請、受給者の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義名(カナ)がわかる通帳の写し	健康課【保健センター】 碧南市天王町1-70 ☎0566-48-3751
子どもの健診	乳幼児健康診査(歯科健診を含む)や今後受けられる健康診査等のご案内(※妊娠中の方または、1歳1か月未満の子どもがいる方は妊産婦・乳児健康診査受診票等の交換手続きをします。)	・母子健康手帳 ・妊産婦・乳児健康診査受診票	
子どもの定期予防接種(接種券または予防診票)	予防接種履歴の届出をしていただき、引き続き、定期予防接種を受けていただくための手続が必要です。詳しくは、保健センターへお問い合わせください。	・母子健康手帳(海外からの転入の場合は、予防接種の履歴がわかるもの)	
成人男性への風しん対策(クーポン券)	(対象者) 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性で、令和元年度以降クーポン券(風しん抗体検査・予防接種)の未利用者。事業は令和7年2月28日までです。	・クーポン券(お持ちの場合)	
高齢者の定期予防接種(予防診票)	65歳の方は肺炎球菌予防接種、65歳以上の方はインフルエンザ・新型コロナウイルス予防接種の対象者です。(インフルエンザ・新型コロナウイルスは10月～1月実施予定)詳しくは、保健センターへお問い合わせください。		

※上記内容は市役所での主な手続きのみを掲載しております。

【連絡先】 碧南市役所 〒447-8601 碧南市松本町28番地 TEL: 0566-41-3311 (代表)